

## 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 北海道別海高等学校特定建築物環境衛生管理業務
- 2 委託期間 令和6年（2024年）4月1日から  
令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 業務委託料 金 円 [月額は別紙のとおりとする。]  
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)  
(注) ( ) 書きの部分は、受託者が課税事業者である場合に使用する。
- 4 契約保証金 免 除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

( 年 月 日)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道  
北海道教育庁根室教育局長 日 向 正 明

住 所  
受託者 氏 名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙「北海道根室高等学校特定建築物環境衛生管理業務処理要領」(以下「要領」という。)に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務担当員)

第4条 委託者は、委託学校の校長(以下「委託学校長」という。)に、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定めさせ、受託者に通知させるものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第5条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、委託者及び委託学校長に通知するものとする。

2 前項の規定は、要領1の規定により建築物環境衛生管理技術者を選任した場合についても準用する。

3 業務処理責任者と建築物環境衛生管理技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第6条 委託者は、業務処理責任者又は建築物環境衛生管理技術者が、委託業務の処理上著しく

不相当と認められるときは、その理由を付して、受託者に対し、その変更を請求することができる。

- 2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(調査等)

第7条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

- 2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(報告義務)

第8条 受託者は、委託業務を実施したときは、速やかに、当該委託業務の処理結果を記載した実施報告書を委託学校長に提出しなければならない。

- 2 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに、委託者及び委託学校長又は業務担当員等に報告し、その措置につき委託者及び委託学校長又は業務担当員等と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

(業務委託料の請求及び支払)

第9条 委託者は、受託者に対して毎月25日までに前月分の業務委託料を支払うものとする。

- 2 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

- 3 業務委託料の支払場所は、北海道根室振興局出納員の勤務の場所とする。

(秘密の保持)

第10条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第11条 委託者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(委託者の任意解除権)

第12条 委託者は、次条から第15条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、委託者は、当該月における業務委託料を受託者に支払うものとする。

- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者

とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、故意若しくは過失による契約違反又は詐欺行為などの法令違反があったとき。
- (2) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第15条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第22条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われ

たものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第16条 第13条各号又は第14条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第13条又は第14条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の任意解除権）

第17条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（受託者の催告による解除権）

第18条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第19条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第20条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合（第12条第1項の規定により解除された場合を除く。）において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第21条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第13条又は第14条（第1号を除く。）の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）

の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

4 委託者は、実際に生じた損害の額が第1項の業務委託料の10分の1に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

第22条 受託者は、この契約に関して、第15条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(委託業務の処理に関する損害賠償)

第23条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第24条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(違約金)

第25条 委託者は、受託者が第18条第1号に該当すると認められる場合は、委託者がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、業務委託料の10分の1に相当する額を請求することができる。

(加算金)

第26条 委託者は、受託者が第18条第1号に該当すると認められる場合であって、業務委託料を過大に受領しているときは、当該業務委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 委託者は、前項の返還を請求する際には、業務委託料を受領した日の翌日を起算日として、返還までの日数に応じ、当該返還金額につき年10.95パーセントの割合で計算した金額を加算金として請求することができる。

(相殺)

第27条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約に定めのない事項)

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

## 北海道別海高等学校特定建築物環境衛生管理業務処理要領

委託業務の内容に規定する委託業務処理要領は、次に定めるところによる。

### 処理箇所

- ・名 称 北海道別海高等学校
- ・所在地 野付郡別海町別海緑町70番地の1
- ・該当面積 9,067.38㎡（別紙図面のとおり）
- ・貯水槽容量 27.0㎥（受水槽容量27.0㎥）

### 1 建築物環境衛生管理技術者の選任及びその業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を学校毎に選任し、当該建築物環境衛生管理技術者により、毎月1回以上校舎内（貯水槽を含む。）を巡回点検するとともに、建物の維持管理全般が環境衛生上適正に行われるよう次の業務を処理すること。

なお、(6)については監督機関の定める期日までに提出すること。

- (1) 管理業務計画の立案
- (2) 管理業務の指揮監督
- (3) 建築物環境衛生管理基準に関する測定等の実施または検査結果の評価
- (4) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施
- (5) 環境衛生上の維持管理に必要な諸書類の作成及び関係図面、書類、図書等の保管
- (6) 監督機関への令和5年度分特定建築物維持管理報告書等の提出
- (7) その他必要な業務

### 2 貯水槽の清掃

#### (1) 実施の時期

8月に行うものとする。

#### (2) 清掃の方法

ア 貯水槽内の残水を排水し、沈澱物質及び壁面等に付着した物質等を清掃用具、布等を用いて除去し、洗浄に用いた水を完全に排除すること。

イ 貯水槽内を塩素剤（次亜塩素酸ナトリウム50～100ppmの溶液または同等以上の消毒能力を有するの）を用いて、高圧洗浄機等による噴霧吹付け又はブラシ等により2回以上消毒し、消毒排水を完全に排除すること（消毒終了後、作業員は貯水槽内に立入らないこと）。

ウ 消毒後の水洗い及び上水の注入は30分間以上経過してから行い、水張り終了後貯水槽における水について、水質基準に関する省令に定める方法等により色度、濁度、臭気及び味の項目についての水質検査を行うとともに、DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法により残留塩素の測定を行うこと（遊離残留塩素0.2ppm以下の場合は再清掃）。

エ 貯水槽周辺の清掃を行うこと。

#### (3) その他

ア 作業衣及び使用器具は、貯水槽の清掃専用のもとし、作業実施前に消毒すること。

イ 作業時は貯水槽内の換気等に十分注意すること。

### 3 排水設備（阻集器・グリーストラップ等）の清掃

#### (1) 実施の時期

9月と3月に行うものとする。

#### (2) 清掃の方法

ア 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、清潔を保持する。

イ 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。

ウ 清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に必要な照度が確保できるものとする。

エ 清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場又はし尿浄化槽の機能を阻害することのないよう留意する。

オ 清掃実施予定日の6週間前までに、当該清掃業務による汚泥等の産業廃棄物の発生の有無について、速やかに委託者へ報告すること。

清掃業務で発生する汚泥等の産業廃棄物は、道が別途発注する収集運搬及び処分業務の受注者が処理するものとし、受託者は当該事業者と連絡を密に取り、相互に業務に遺漏のないようにすること。

### 4 飲料水の水質検査又はその手続き及び簡易専用水道検査の手続き

#### (1) 前期水質検査

2の(2)のウの水張り後に給水栓における水（温水含む。）について、塩素消毒した採水専用容器により採水し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第2号のイ、水道法第4条及び水質基準に関する省令に規定する項目及び方法による水質検査を、最寄りの保健所又は登録建築物飲料水水質検査業者に依頼して行う（受託者が当該水質検査業者の場合は自ら行う）。

#### (2) 後期水質検査

2月に給水栓における水（温水含む。）について行う。なお、水道法第4条第1項第2号及び第3号に掲げる要件に係る項目については、検査を省略して差し支えない。

#### (3) 簡易専用水道検査

8月に、水道法第34条の2第2項の規定に基づき、保健所又は厚生労働大臣の指定する者に検査を依頼すること。なお、検査は建築物環境衛生管理技術者の作成した書面による簡易検査とする。

### 5 ねずみ等の防除

#### (1) 実施の時期

7月及び1月に行うものとする。

#### (2) 実施の方法

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の5第2項の規定に基づき、生息（発生を含む。以下同じ。）の状況について、聞き取り及び目視による調査のほか、餌となる食品等の保管部屋、温度・湿度の条件、隙間等の隠れ場所があり生息可能な2箇所以上の部屋に複数のトラップを設置し、調査を実施すること。

生息が認められる場合には、種別、生息場所、生息数、被害の有無及びその状況、生息原因を確認するとともに、その防除方法等と併せて報告すること。

## 6 空気環境の測定

### (1) 実施の時期

5月、7月、9月、11月、1月及び3月に行うものとする。

### (2) 測定項目

ア 浮遊粉じんの量

イ 一酸化炭素の含有率

ウ 二酸化炭素の含有率

エ 温度

オ 相対湿度

カ 気流

キ ホルムアルデヒドの量（新築・改築、大規模の修繕、大規模の模様替を行った場合は、測定時期、測定機器等について、別途規定する。）

### (3) 測定機器

測定機器は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2第1号に規定する性能を備えたものを使用するものとする。

### (4) 測定方法

ア 学校の通常の使用時間中に測定する。

イ 測定箇所は、学校の建築物環境衛生管理技術者が指定する3箇所以上とし、その居室等の中央部において、測定ワゴン車等を用いて床上75～150センチメートルの位置で測定する。

ウ 浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率及び二酸化炭素の含有率は、1日2回測定し、その平均値を測定値とする。なお、温度、相対湿度及び気流は、2測定時に測定した瞬間値とする。

エ 測定時間は、始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な二時点の時間とする。

## 7 その他

(1) 委託契約書第8条による報告は、別記様式1により行うこととし、要領の1のうち書面の作成を要する業務を実施した場合は、作成した書面の写しを、要領の2から6までの業務を実施した場合は、処理結果の詳細を記載した書面又は検査結果通知書等を2部添付し、委託学校長に提出すること。

なお、水質検査及び簡易専用水道検査について検査機関に依頼中の場合は、受領書の写し等それを証明できるものを暫定的に添付すること。

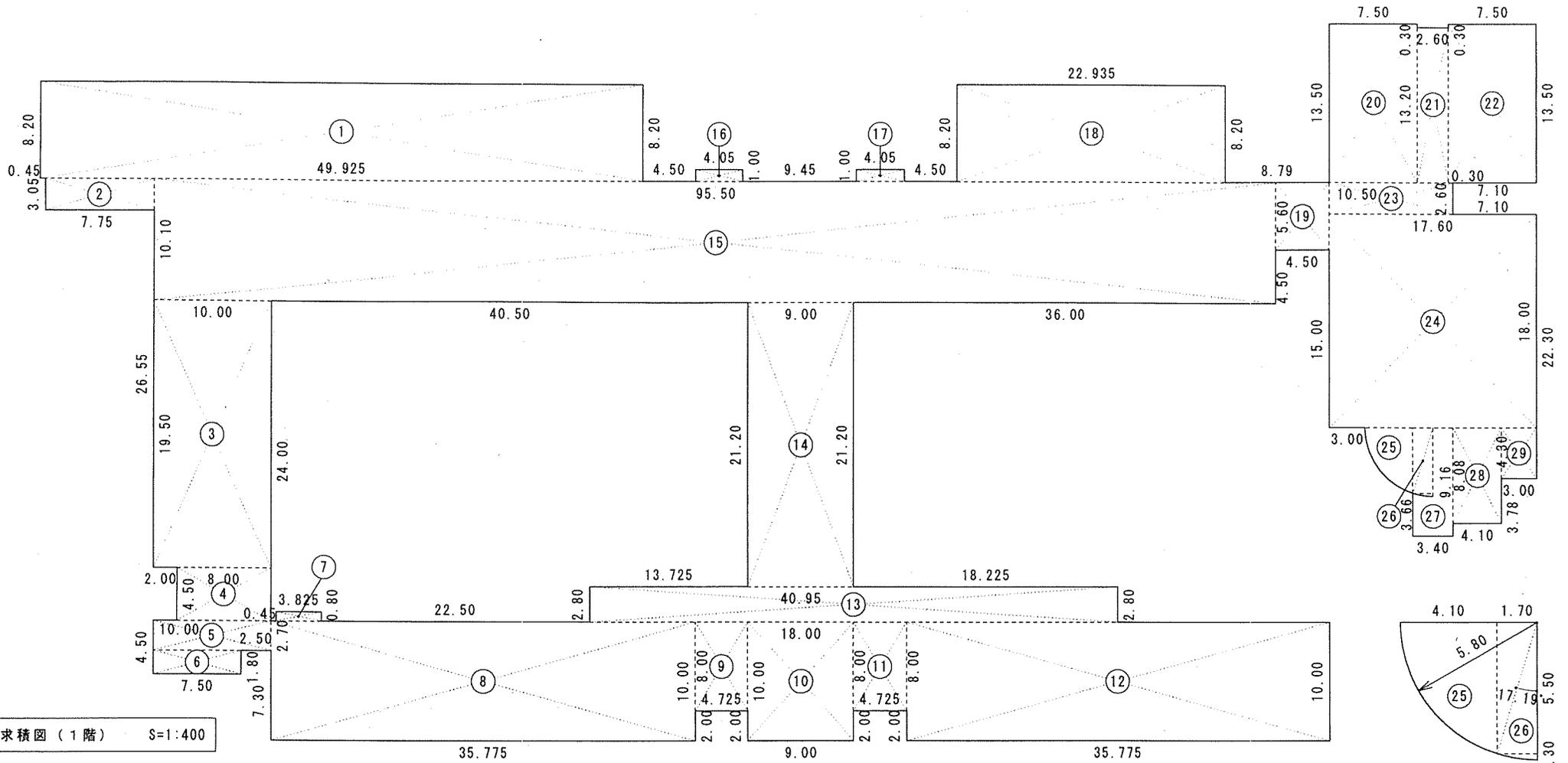
(2) 要領の1(1)の管理業務計画の立案に当たっては、契約締結後速やかに別記様式2を作成し、委託者及び委託学校長に提出すること。

(3) 委託業務の処理に当たっては、上記に定めるもののほか、関係法令等の規定を順守して行うものとする。

別紙

委託料支払月額

月 \ 区分	1号業務	2号業務	3号業務	4号業務	5号業務	6号業務	計
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
合計							

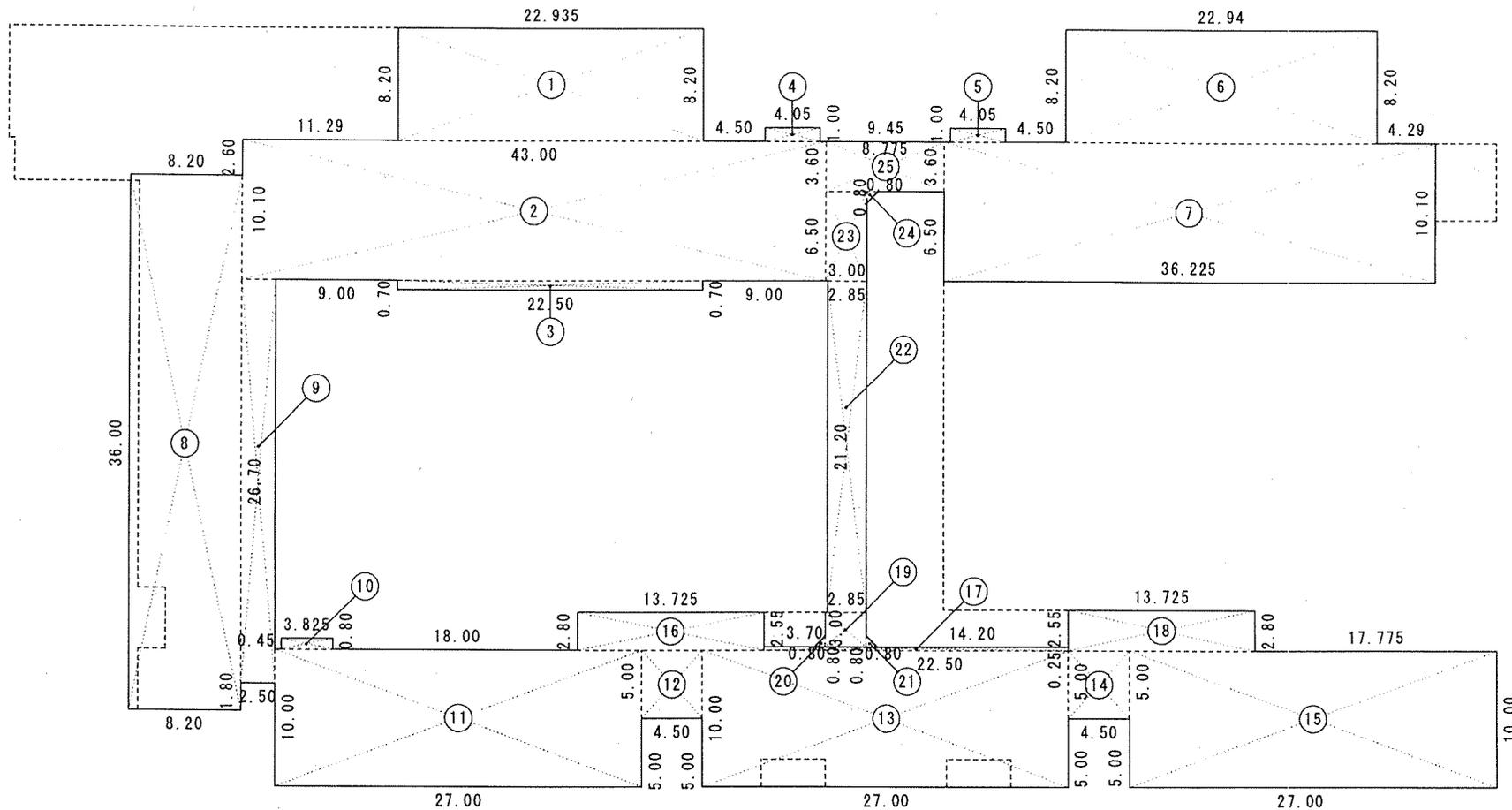


②⑤ ②⑥ 拡大図 (S=1:200)

校舎求積図 (1階) S=1:400

1階 校舎棟 床面積			専攻科棟 床面積		
①	$49.925 \times 8.20 = 409.3850\text{m}^2$	⑩	$9.00 \times 10.00 = 90.0000\text{m}^2$	⑱	$4.50 \times 5.60 = 25.2000\text{m}^2$
②	$7.75 \times 3.05 = 23.6375\text{m}^2$	⑪	$4.725 \times 8.00 = 37.8000\text{m}^2$	⑲	$7.50 \times 13.50 = 101.2500\text{m}^2$
③	$10.00 \times 19.50 = 195.00\text{m}^2$	⑫	$35.775 \times 10.00 = 357.7500\text{m}^2$	⑳	$2.60 \times 13.20 = 34.3200\text{m}^2$
④	$8.00 \times 4.50 = 36.0000\text{m}^2$	⑬	$40.95 \times 2.80 = 114.6600\text{m}^2$	㉑	$7.50 \times 13.50 = 101.2500\text{m}^2$
⑤	$10.20 \times 2.70 = 27.0000\text{m}^2$	⑭	$9.00 \times 21.20 = 190.8000\text{m}^2$	㉒	$10.50 \times 2.60 = 27.3000\text{m}^2$
⑥	$7.50 \times 1.80 = 13.5000\text{m}^2$	⑮	$95.50 \times 10.10 = 964.5500\text{m}^2$	㉓	$17.60 \times 18.00 = 316.8000\text{m}^2$
⑦	$3.825 \times 0.80 = 3.0600\text{m}^2$	⑯	$4.05 \times 1.00 = 4.0500\text{m}^2$	㉔	$4.30 \times 3.00 = 12.9000\text{m}^2$
⑧	$35.775 \times 10.00 = 357.7500\text{m}^2$	⑰	$4.05 \times 1.00 = 4.0500\text{m}^2$	㉕	$5.80 \times 5.80 \times 3.14 \times 1/4$
⑨	$4.725 \times 8.00 = 37.8000\text{m}^2$	⑱	$22.935 \times 8.20 = 188.0670\text{m}^2$		$= 26.420856\text{m}^2$
			1階 校舎棟 床面積計 3,054.8595m <sup>2</sup> 専攻科棟 床面積計 709.712856m <sup>2</sup>		

図面	校舎求積図 (1階)
部局名	北海道別海高等学校
口座名	別海高等学校校舎
所在地	野付郡別海町別海緑町70番地1
区分名称	
構造	
数量	
取得年月日	平成 12年 7月 7日
調整年月日	平成 13年 7月 30日
調整者	事務主任 武田 明

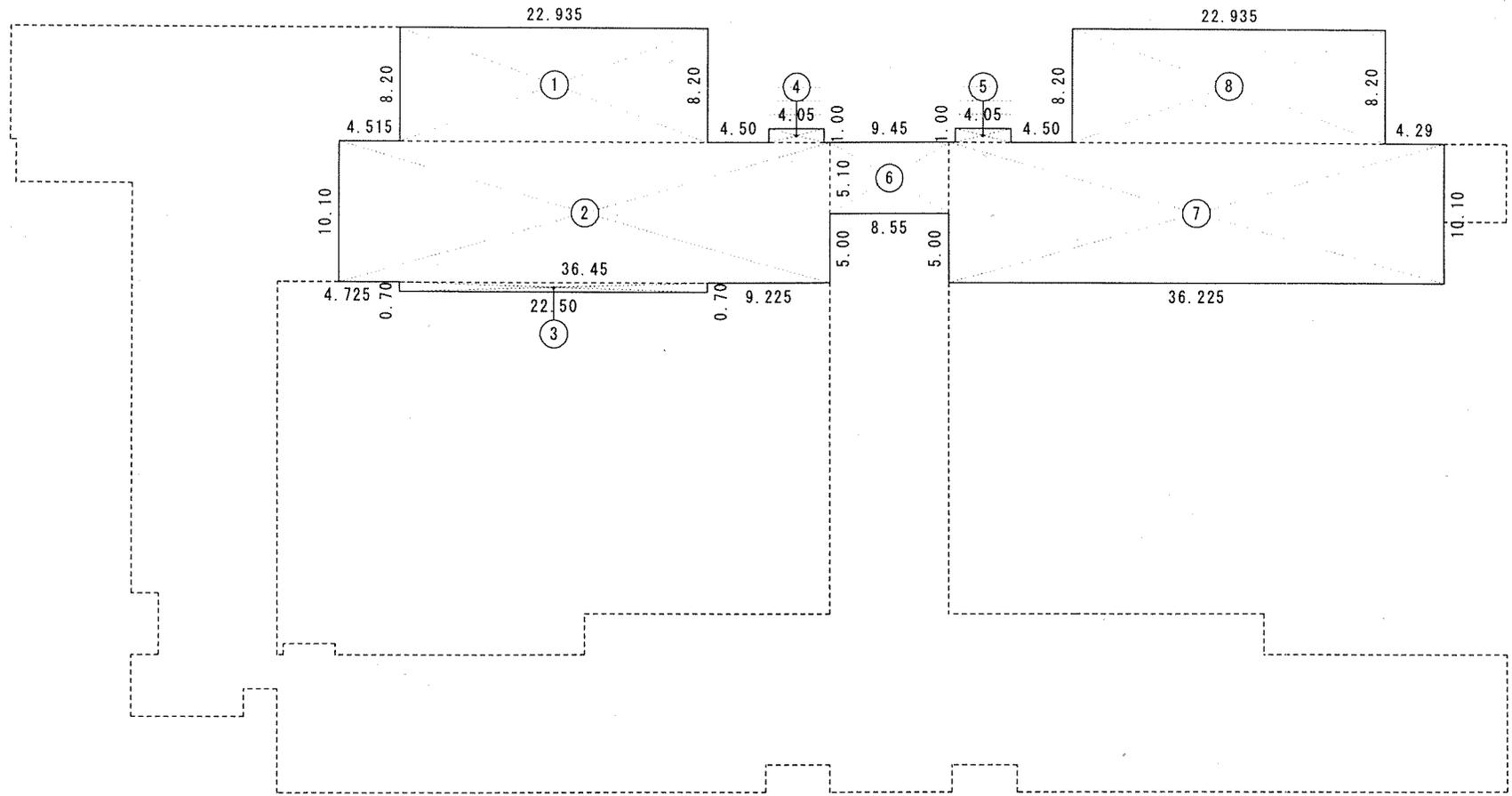


2階 校舎棟 床面積

①	$22.935 \times 8.20 = 188.0670\text{m}^2$	⑩	$3.825 \times 0.80 = 3.0600\text{m}^2$	⑲	$3.00 \times 2.55 = 7.6500\text{m}^2$
②	$43.00 \times 10.10 = 434.3000\text{m}^2$	⑪	$27.00 \times 10.00 = 270.0000\text{m}^2$	⑳	$0.80 \times 0.80 \div 2 = 0.3200\text{m}^2$
③	$22.50 \times 0.70 = 15.7500\text{m}^2$	⑫	$4.50 \times 5.00 = 22.5000\text{m}^2$	㉑	$0.80 \times 0.80 \div 2 = 0.3200\text{m}^2$
④	$4.05 \times 1.00 = 4.0500\text{m}^2$	⑬	$27.00 \times 10.00 = 270.0000\text{m}^2$	㉒	$2.85 \times 21.20 = 60.4200\text{m}^2$
⑤	$4.05 \times 1.00 = 4.0500\text{m}^2$	⑭	$4.50 \times 5.00 = 22.5000\text{m}^2$	㉓	$3.00 \times 6.50 = 19.5000\text{m}^2$
⑥	$22.935 \times 8.20 = 188.0670\text{m}^2$	⑮	$27.00 \times 10.00 = 270.0000\text{m}^2$	㉔	$0.80 \times 0.80 \div 2 = 0.3200\text{m}^2$
⑦	$36.225 \times 10.01 = 365.8725\text{m}^2$	⑯	$13.725 \times 2.80 = 38.4300\text{m}^2$	㉕	$8.775 \times 3.60 = 31.5900\text{m}^2$
⑧	$8.20 \times 36.00 = 295.2000\text{m}^2$	⑰	$22.50 \times 0.25 = 5.6250\text{m}^2$		
⑨	$2.50 \times 26.70 = 66.7500\text{m}^2$	⑱	$13.725 \times 2.80 = 34.4300\text{m}^2$		
2階床面積計 2,622.77m <sup>2</sup>					

校舎求積図 (2階) S=1:400

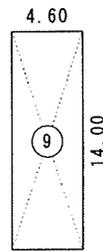
図面	校舎求積図 (2階)
部局名	北海道別海高等学校
口座名	別海高等学校校舎
所在地	野付郡別海町別海緑町70番地1
区分名称	
構造	
数量	
取得年月日	平成12年7月7日
調整年月日	平成13年7月30日
調整者	事務主任 武田 明



3階 校舎棟 床面積	
①	$22.935 \times 8.20 = 188.0670\text{m}^2$
②	$36.45 \times 10.10 = 363.1450\text{m}^2$
③	$22.50 \times 0.70 = 15.7500\text{m}^2$
④	$4.05 \times 1.00 = 4.0500\text{m}^2$
⑤	$4.05 \times 1.00 = 4.0500\text{m}^2$
⑥	$8.55 \times 5.10 = 45.6050\text{m}^2$
⑦	$36.225 \times 10.10 = 365.8725\text{m}^2$
⑧	$22.935 \times 8.20 = 188.0670\text{m}^2$
3階 校舎棟 床面積 計 1,177.60m <sup>2</sup>	

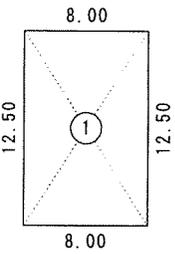
PH階床面積	
①	$4.60 \times 14.00 = 64.4000\text{m}^2$
PH階床面積 計 64.40m <sup>2</sup>	

校舎求積図(3階) S=1:400

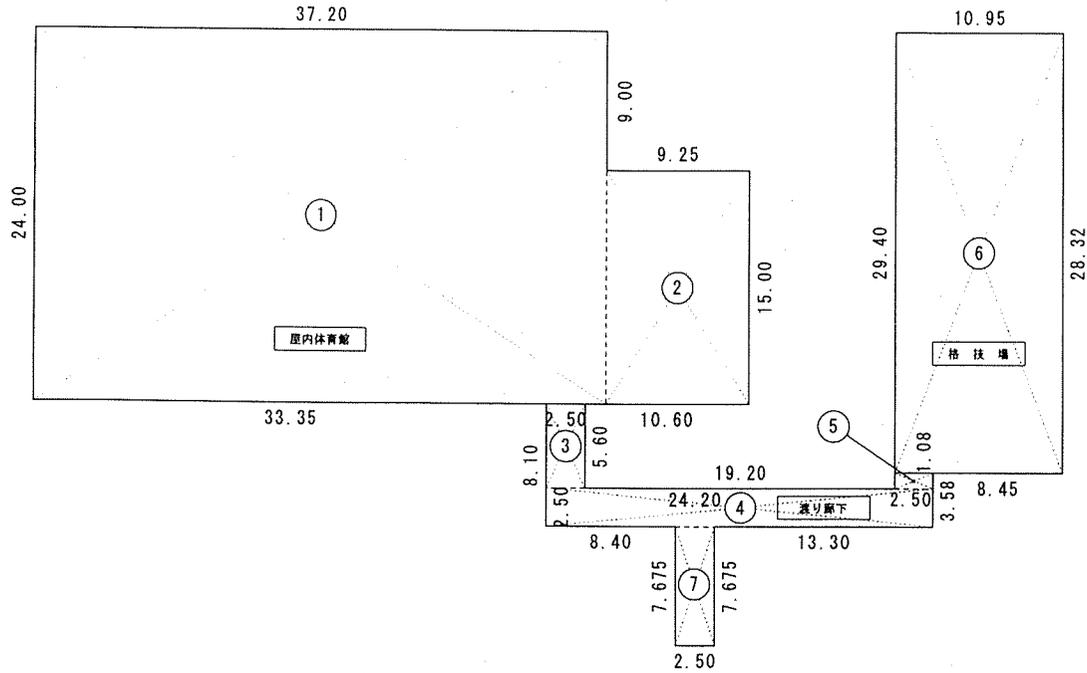


校舎求積図(PH階) S=1:400

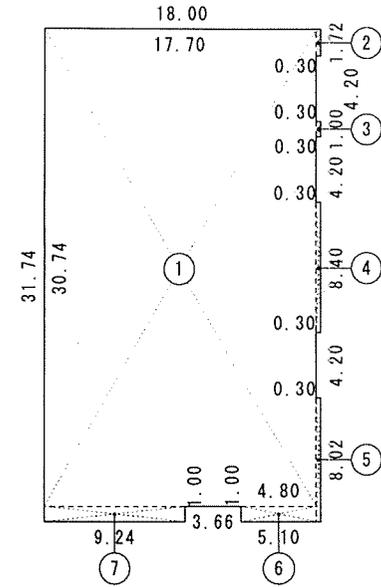
図面	校舎求積図(3階・PH階)
部局名	北海道別海高等学校
口座名	別海高等学校校舎
所在地	野付郡別海町別海緑町70番地1
区分称	
構造	
数量	
取得年月日	平成12年7月7日
調整年月日	平成13年7月30日
調整者	事務主任 武田 明



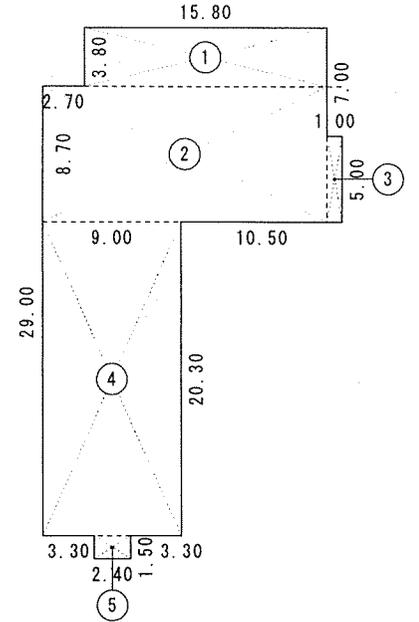
物置棟



体育館・格技場・渡り廊下棟



車庫棟



温室棟

物置棟 床面積

①	$8.00 \times 12.50 = 100.0000\text{m}^2$
---	--

物置棟 床面積計 100.00m<sup>2</sup>

体育館・車庫棟・温室棟・物置等求積図 S=1:400

体育館・格技場・渡り廊下棟 床面積

①	$37.20 \times 24.00 = 892.8000\text{m}^2$	③	$2.50 \times 5.60 = 14.0000\text{m}^2$
②	$9.25 \times 15.00 = 138.7500\text{m}^2$	④	$24.20 \times 2.50 = 60.5000\text{m}^2$
体育館棟 床面積計 1,031.55m <sup>2</sup>		⑤	$1.08 \times 2.50 = 2.7000\text{m}^2$
⑥	$10.95 \times 28.32 = 310.1040\text{m}^2$	⑦	$2.50 \times 7.675 = 19.1875\text{m}^2$
格技場棟 床面積計 310.10m <sup>2</sup>		渡り廊下棟 床面積計 96.38m <sup>2</sup>	

体育館・格技場・渡り廊下棟 床面積計 1,438.04m<sup>2</sup>

車庫棟 床面積

①	$17.70 \times 30.74 = 544.0980\text{m}^2$
②	$0.30 \times 1.72 = 0.5160\text{m}^2$
③	$0.30 \times 1.00 = 0.3000\text{m}^2$
④	$0.30 \times 8.40 = 2.5200\text{m}^2$
⑤	$0.30 \times 8.02 = 2.4060\text{m}^2$
⑥	$4.80 \times 1.00 = 4.8000\text{m}^2$
⑦	$9.24 \times 1.00 = 9.2400\text{m}^2$

車庫棟 床面積計 563.88m<sup>2</sup>

温室棟 床面積

①	$15.80 \times 3.70 = 60.0400\text{m}^2$
②	$18.50 \times 8.70 = 160.9500\text{m}^2$
③	$1.00 \times 5.50 = 5.5000\text{m}^2$
④	$9.00 \times 20.30 = 182.7000\text{m}^2$
⑤	$2.40 \times 1.50 = 3.60\text{m}^2$

温室棟 床面積計 412.79m<sup>2</sup>

図面	体育館・車庫棟・温室棟・物置等求積図	
部局名	北海道別海高等学校	
口座名	別海高等学校校舎	
所在地	野付郡別海町別海緑町70番地1	
区分名称		
構造		
数量		
取得年月日	平成 13年 1月 19日	
調年月日	平成 13年 7月 30日	
調整者	事務主任 武田 明	

令和 年 月 日

北海道教育庁根室教育局長 様

会社名

特定建築物環境衛生管理業務実施報告書

令和 年 月分の実施結果について、次のとおり報告します。

記

学 校 名		北海道別海高等学校	
建築物環境衛生管理技術者氏名			
1	飲料水遊離残留塩素関係	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合 ( )
2	清掃関係	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合 ( )
3	貯水槽関係 (点検)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合 ( )
4	貯水槽関係 (清掃)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合 ( )
5	排水設備関係 (清掃)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合 ( )
6	飲料水水質検査関係	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合 ( )
7	簡易専用水道検査関係	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合 ( )
8	ねずみ・昆虫等防除関係	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合 ( )
9	空気環境測定関係	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合 ( )
10	その他特記事項		
業 務 担 当 員 確 認 欄		職・氏名	
		参考事項	

別記様式 2

令和 年 月 日

北海道教育庁根室教育局長 様

会社名

建築物環境衛生管理技術者氏名

令和 6 年度 北海道別海高等学校特定建築物環境衛生管理業務年間計画表

年間計画の立案について、次のとおり報告します。

記

作業内容	実施回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
1 維持管理報告書作成・報告	1回/年													
2 飲料水遊離残留塩素関係	1回以上 /月													
3 清掃関係	1回以上 /月													
4 貯水槽関係（点検）	1回以上 /月													
5 貯水槽関係（清掃）	1回/年													
6 排水設備関係（清掃）	2回/年													
7 飲料水水質検査関係	2回/年													
8 簡易専用水道検査関係	1回/年													
9 ねずみ・昆虫等防除関係	2回/年													
10 空気環境測定関係	6回/年													

※実施する月に、○をつけること。